

神戸市保健医療審議会委員名簿

(敬称略 選出分野別 五十音順)

令和4年12月1日

【学識経験者】

小谷 穰治	神戸大学医学部 教授
西垣 千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
眞庭 謙昌	神戸大学医学部附属病院 病院長

【保健医療関係者】

成田 康子	兵庫県看護協会 会長
西 昂	神戸市民間病院協会 会長
堀本 仁士	神戸市医師会 会長
百瀬 深志	神戸市歯科医師会 会長
安田 理恵子	神戸市薬剤師会 会長

【民間各種団体の代表者】

多田 雅史	健康保険組合連合会兵庫連合会 副会長
堂内 克孝	神戸市自治会連絡協議会 副会長
山本 孝子	神戸市婦人団体協議会 会長

【市会議員】

五島 大亮	神戸市市会議員
小林 るみ子	神戸市市会議員
たなびき 剛	神戸市市会議員
軒原 順子	神戸市市会議員
森本 真	神戸市市会議員
山本 のりかず	神戸市市会議員

令和4年12月1日 神戸市保健医療審議会

健康寿命の延伸 ～健康二次被害について～

神戸市健康局健康企画課

神戸市における健康課題

コロナ禍での自粛生活による健康二次被害

- 運動不足
 - ・オンライン授業やテレワークによる外出機会の減少
 - ・感染に対する不安による閉じこもり
- 食生活の乱れ
 - ・欠食、栄養過多等、栄養バランスの乱れ
- 医療機関の受診控え
- 健診・がん検診・歯科検診未受診

- 睡眠リズムの乱れ
- 生活環境の変化によるストレスの増加
- 飲酒やインターネット、ゲーム等への過度な依存

- 地域活動の自粛
- 人との交流の減少

①生活習慣病
の増加・悪化

②メンタル不調

③依存症の増加

④フレイル、認知症
の増加

コロナ感染者の状況から見えてきた課題

●生活習慣病(特に糖尿病・肥満)有病者は重症化しやすい

COVID-19 は、基礎疾患があると、入院、酸素投与、集中治療が必要となる割合が大きくなる。リスク因子の数が多いほど重症化リスクは大きくなると考えられている

●後遺症においても、重症化した者ほど症状が続きやすい

コロナによる症状(倦怠感、筋力低下、息苦しさ等)や抑うつ、不安、睡眠障害などが、療養終了後も6か月以上継続する人がおり、社会生活への影響など生活の質の低下も懸念される。

第4波の神戸市コロナ感染者向けアンケートの結果 ※第4波：R3年3月1日～R3年6月30日

治療状況	人数	退院日、または療養終了日以降の症状有無	
		症状あり	症状なし
治療なし	674	227 (33.7%)	447 (66.3%)
内服・点滴	739	410 (55.5%)	329 (44.5%)
酸素療法	136	93 (68.4%)	43 (31.6%)
人工呼吸器	35	29 (82.9%)	6 (17.1%)

厚生労働省ホームページより：

R3年4月1日から R3年6月30日までの、発生届ベースの HER SYS データ集計

各重症化リスク因子の有無における致死率

新型コロナウイルス感染症の各重症化リスク因子の有無における致死率

※生活習慣病関連を抜粋

重症化リスク因子	対象者数	リスク因子なし	リスク因子あり	リスク因子ありの割合	リスク因子なしの致死率 (死亡者数:D)	リスク因子ありの致死率 (死亡者数:E)
	A(*)	B	C	C/A	D/B	E/C
糖尿病	131,746人	121,011人	10,735人	8.15%	0.65%(787人)	4.76%(511人) 約7.3倍
脂質異常症	128,637人	122,024人	6,613人	5.14%	0.71%(872人)	3.30%(218人) 約4.6倍
高血圧症	137,539人	117,151人	20,388人	14.82%	0.56%(659人)	4.32%(880人) 約7.7倍
肥満	126,824人	122,772人	4,052人	3.19%	0.75%(917人)	1.55%(63人) 約2倍

※新型コロナウイルス感染症322,007人のうち、各重症化リスク因子の有無の入力ありの者が解析対象者

※新型コロナウイルス感染患者の全データと各重症化リスク因子の入力ありのデータ間の年齢区分の構成割合に違いがあることに留意が必要

※A

①生活習慣病の増加・悪化

神戸市ヘルスケアデータ（ライフスタディ報告）より（H30年～R2年）

	検査数値
顕著な悪化	収縮期血圧・拡張期血圧・中性脂肪
悪化	BMI・腹囲・LDLコレステロール

《生活習慣との関連》

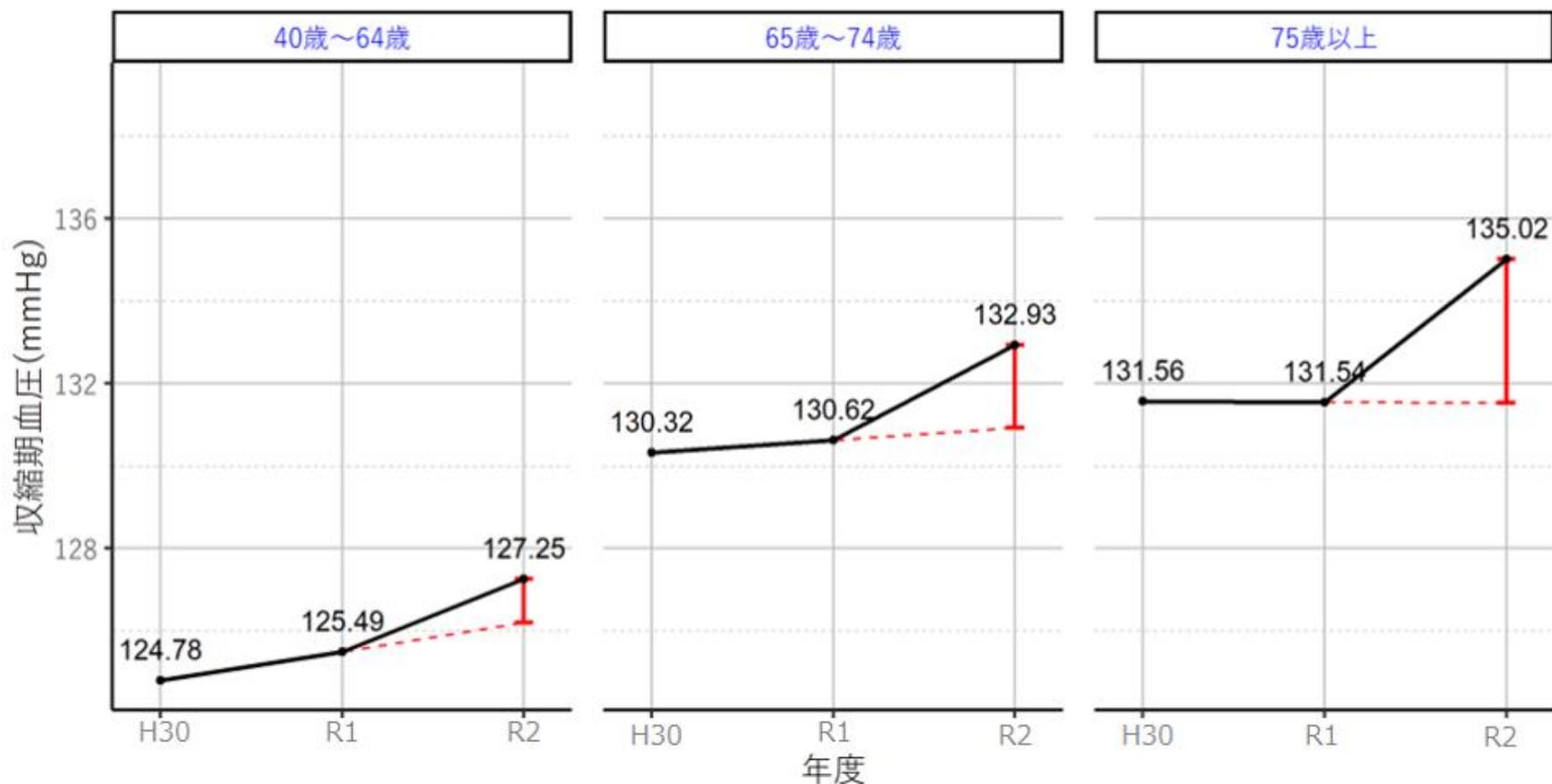
- ・飲酒の頻度や量と、検査数値の悪化には関連が認められなかった。



コロナ前から悪化の傾向。

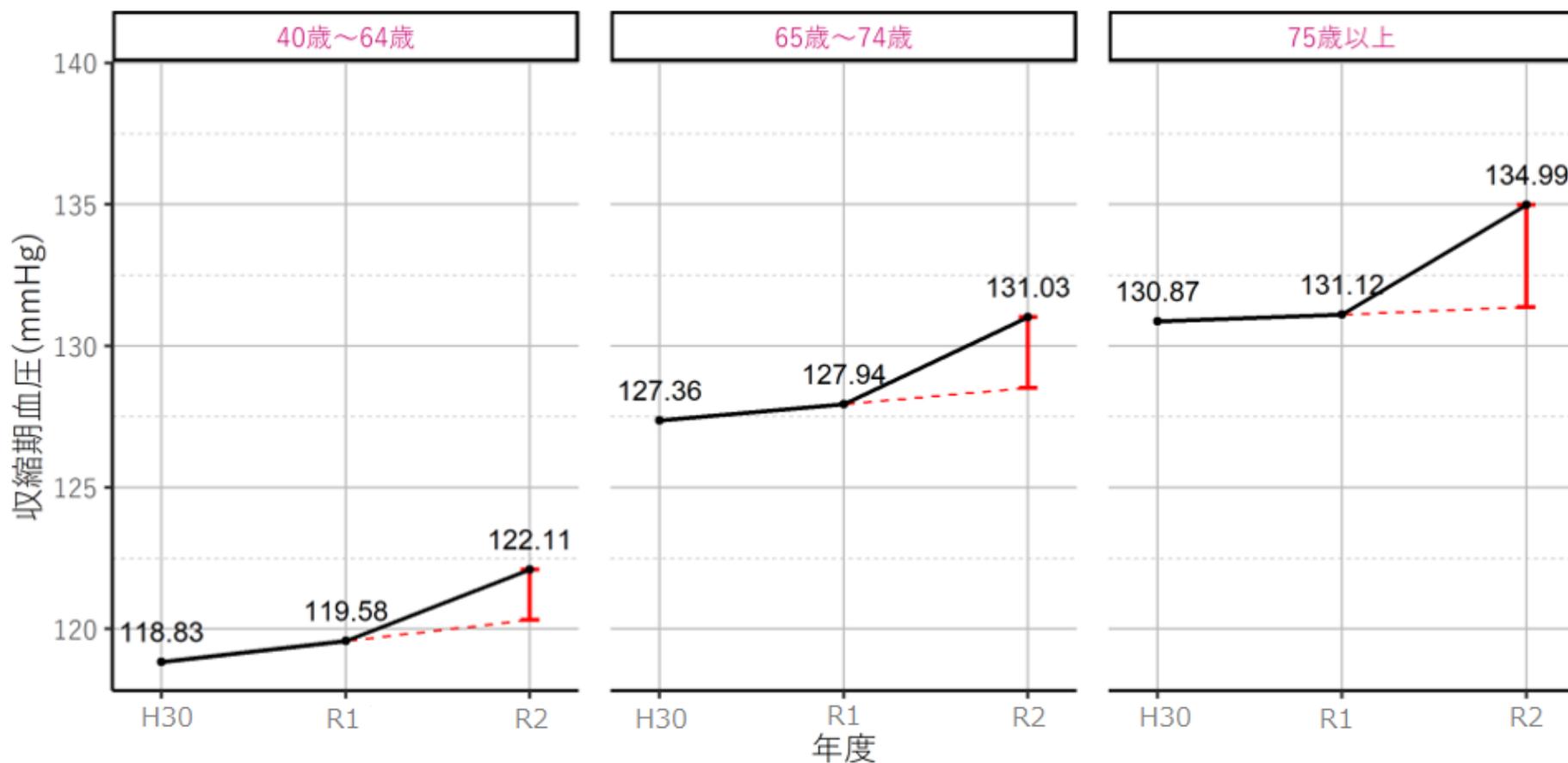
新型コロナの感染拡大により、運動する機会が減少し、その結果BMIや腹囲の検査数値が悪化した可能性あり。

拡張期血圧平均値の推移（男性）



神戸市ヘルスケアデータ（ライフスタディ報告）より（H30年ーR2年）

拡張期血圧平均値の推移（女性）



神戸市ヘルスケアデータ（ライフスタディ報告）より（H30年ーR2年）

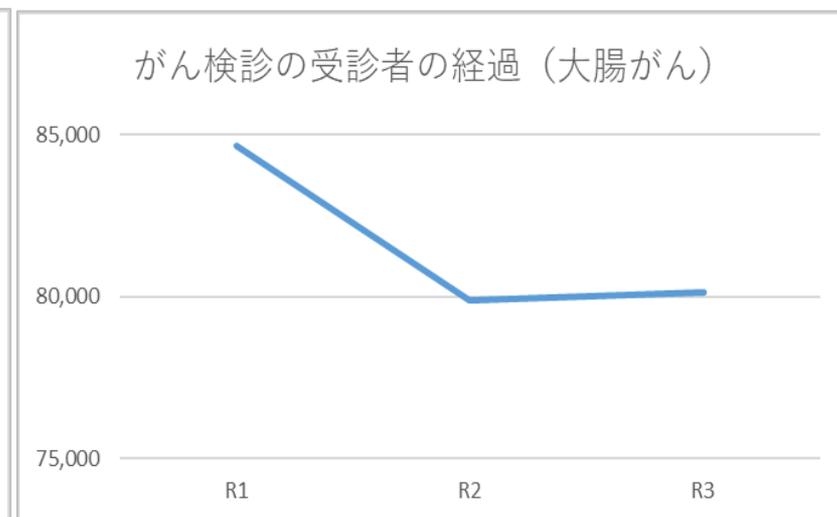
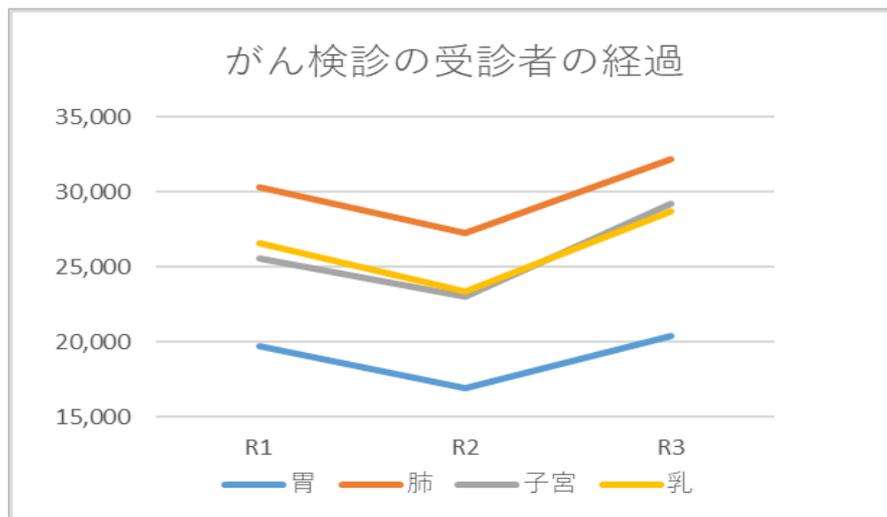
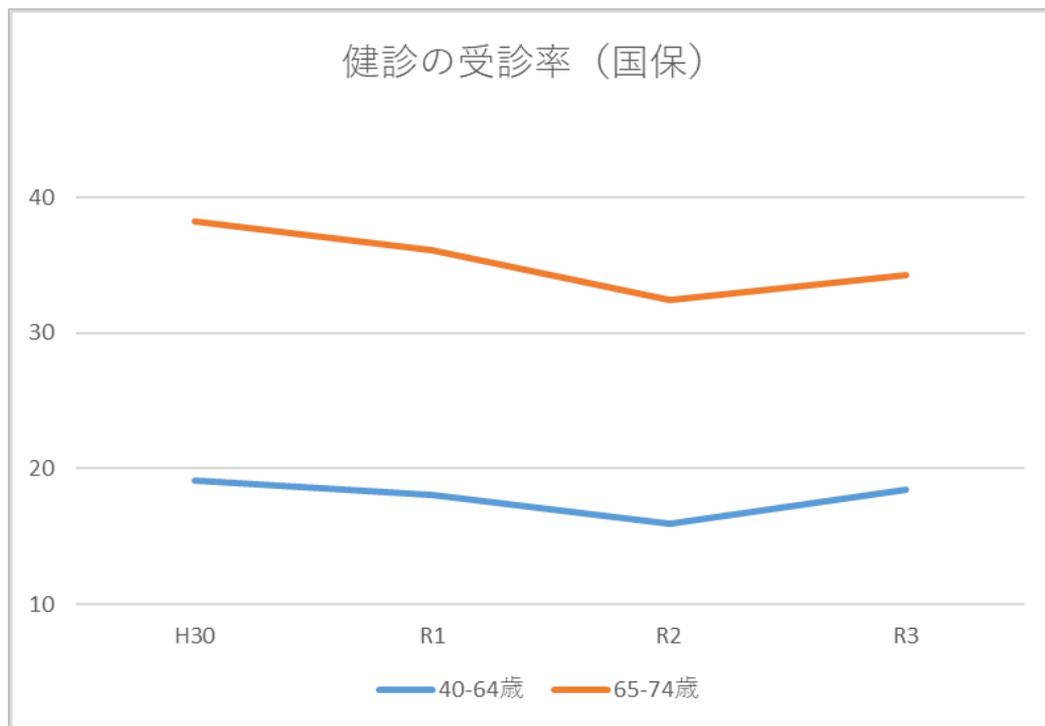
神戸市40-64歳特定健診受診者 要保健指導・要医療該当割合変化



神戸市65-74歳特定健診受診者

要保健指導・要医療該当割合変化





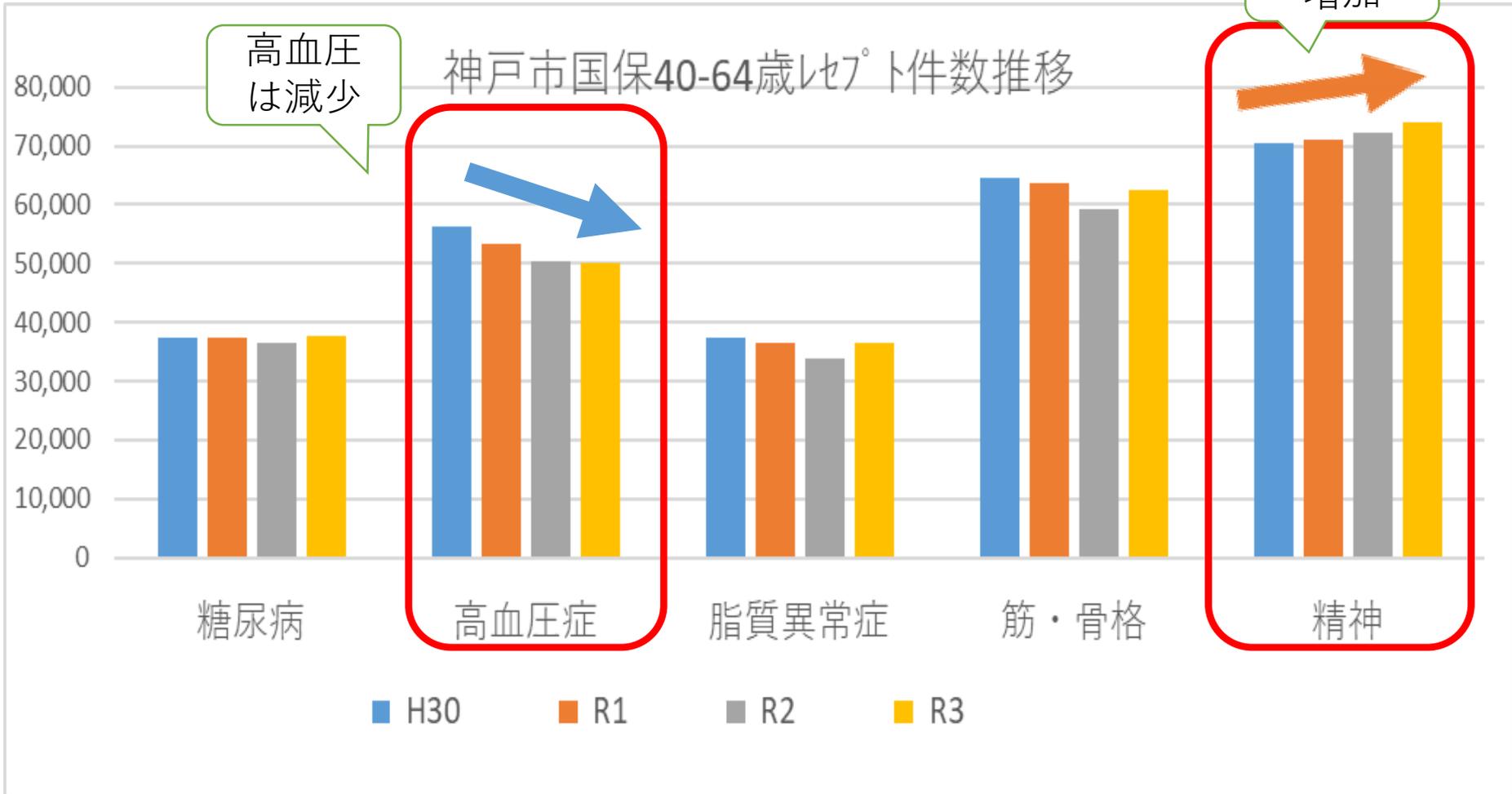
受診控えの可能性？
今後重度化して発見の恐れあり

BE KOBE

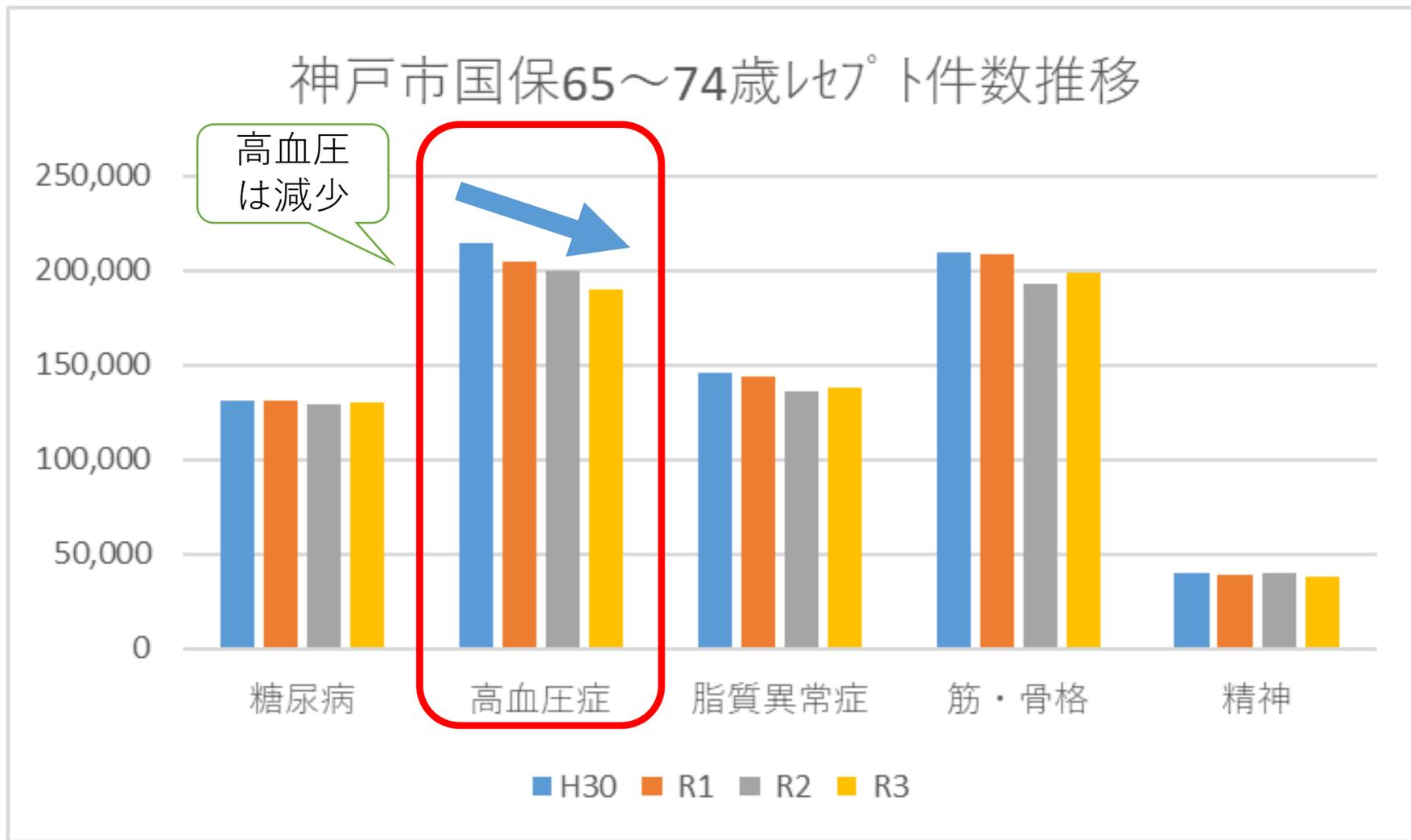
精神は
増加

高血圧
は減少

神戸市国保40-64歳レプト件数推移

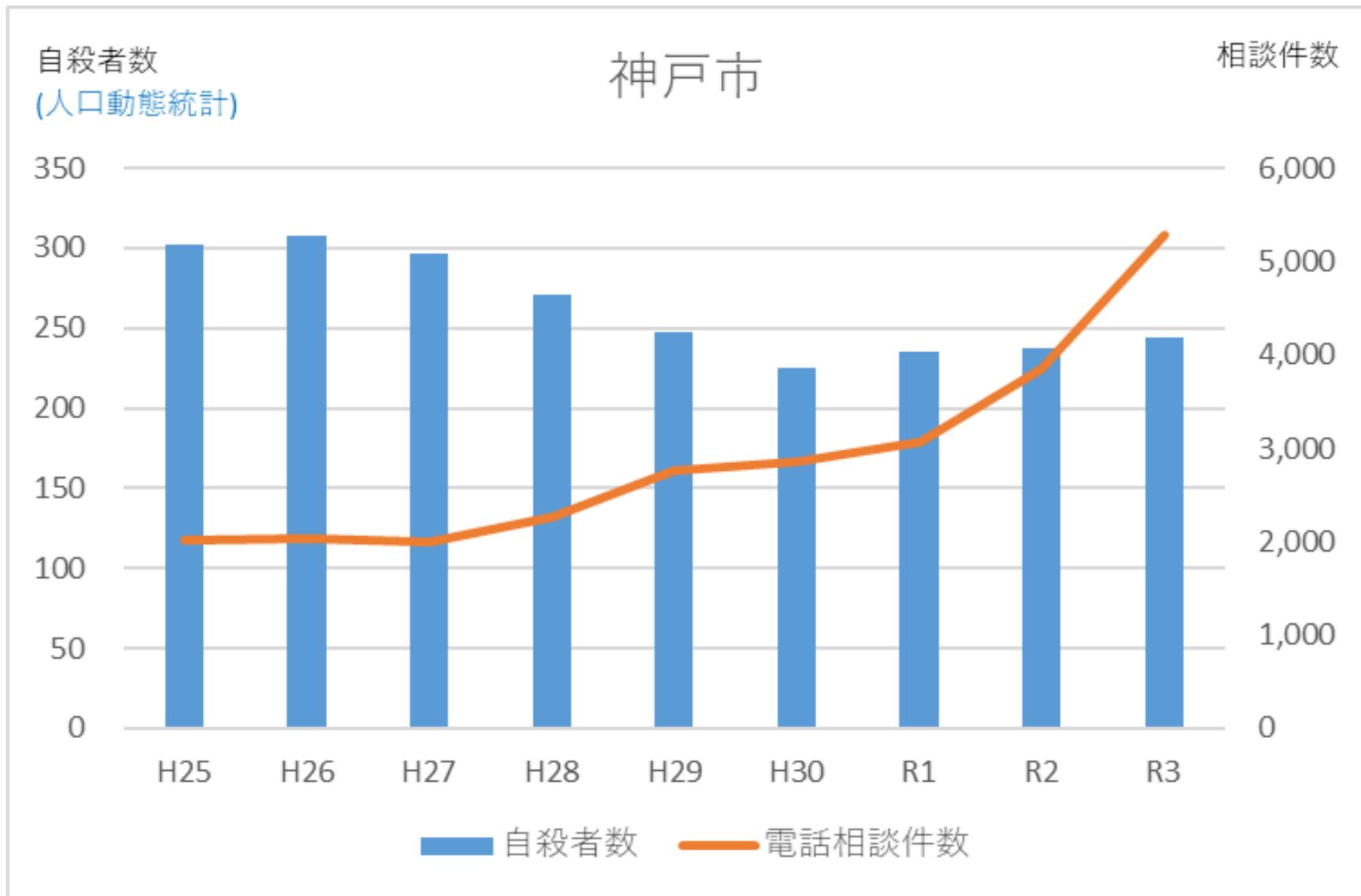


(延べ件数)



(延べ件数)

②メンタル不調



③依存症の増加

●ひょうご・こうべ依存症対策センター相談実績

【相談件数（令和4年4月～10月末時点、神戸市分のみ）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (10月末)
ギャンブル	53件 (35.3%)	40件 (34.2%)	31件 (22.5%)	42件 (30.6%)	28件 (39.0%)
ゲーム・ネット	9件 (6.0%)	15件 (12.8%)	20件 (14.5%)	10件 (7.3%)	5件 (6.9%)
アルコール	42件 (28.0%)	32件 (27.3%)	37件 (26.8%)	43件 (31.4%)	13件 (18.0%)
薬物	17件 (11.3%)	14件 (12.0%)	22件 (15.9%)	13件 (9.5%)	9件 (12.5%)
その他	29件 (19.3%)	16件 (13.7%)	28件 (20.3%)	29件 (21.2%)	17件 (23.6%)
合計	150件	117件	138件	137件	72件

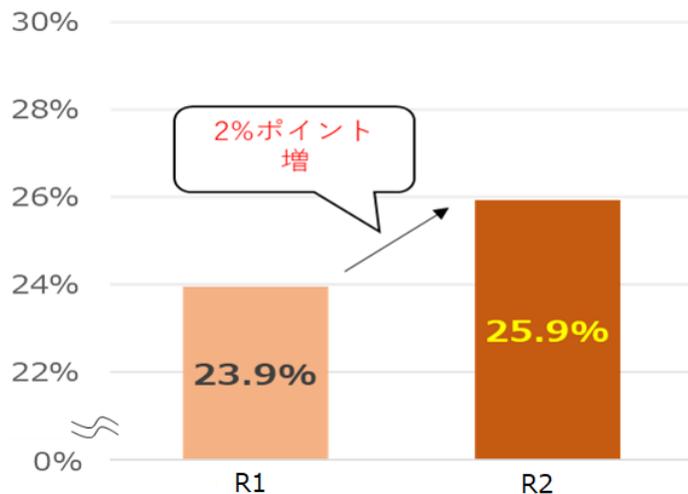
④ フレイル・認知症の増加

アンケート調査（介護保険課） ※神戸市の後期高齢者数(75歳～)が多い3つの地域実施。

コロナ前（R2年1～2月実施）：1,543名実施

コロナ後（R3年2～3月実施）：1,722名実施

※運動器の機能低下（基本チェックリスト）3項目以上該当



以下5項目のうち3項目以上当てはまる人の割合。

【基本チェックリスト】における運動器に関わる5項目

1. 階段を手すりつたわずらわず昇ることができない
2. 椅子からつかまらず立つことができない
3. 15分位続けて歩くことができない
4. 過去1年で転んだ経験が1度または何度もある
5. 転倒に対して不安である

⇒フレイルの進行が確認された。

- ・運動機能が下がった人が2%ポイント増
- ・気分が沈んでいる傾向の人が約4%ポイント増

《コロナ禍の影響》

要介護の大きな要因となる**転倒リスクの増加**が懸念される。
 (サルコペニアは転倒リスクが2~3倍)

⇒ **サルコペニア*対策**が必要 (*筋肉量の減少及び筋力の低下が生じた状態)

【日本人高齢者のサルコペニアの有病率、サルコペニア有の場合の死亡・要介護化リスク】

サルコペニア有病割合					要介護発生リスク	総死亡リスク
	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上		
男	3.7%	7.4%	21.5%	32.4%	1.6倍	2.0倍
女	6.6%	12.7%	22.9%	47.7%	1.7倍	2.3倍

(出典:東京都健康長寿医療センター)

【COVID-19による自粛要請前後での比較】

外出回数が減った人	例年の約3倍
歩行速度が低下した人	3.4倍
筋肉量が減った人	2.8倍

※ (※体を動かすことが減った人は、変わらない人と比べて、それぞれの項目がどれだけ増えたかを表示)

コロナ禍における活動自粛は、サルコペニア進行に、影響を及ぼしている可能性が高い

(出典:健康二次被害防止コンソーシアム)

R2年に実施された東京大学高齢社会総合研究機構(飯島勝也)による調査

①生活習慣病 の増加・悪化

- セルフリハビリプログラム
- 栄養相談ダイヤル
- 健診事後指導
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業拡充
- 生活習慣病対策(検討中)

②メンタルの不調

- 相談ダイヤル
(神戸市こころといのちの相談・シニア健康相談ダイヤル等)
- くらしとこころの総合相談会
- うつ予防セミナー
- 神戸ひきこもり支援室

③依存症の増加

- ひょうご・こうべ依存症対策センター
- 精神保健福祉センター・神戸市依存症専門医師相談
- 依存症学習会(ギャンブル・依存症全般)

④フレイル、認知症 の増加

- フレイル対策(通所サービス含む)
- オーラルフレイル対策
- シニア健康相談ダイヤル
- 認知症神戸モデル
- サルコペニア対策(検討中)

健康二次被害の予防・改善を目指す様々な対策

課題	学童期 (6-15歳)	青年期 (16-30歳)	壮年期 (31-64歳)	老年期
①生活習慣病の増加・悪化	訪問指導・健康教育・健康相談			
				健診・事後指導
			肝炎ウイルス対策 (肝炎事後フォロー・肝炎治療費助成)	
				シニア健康相談ダイヤル
				栄養相談ダイヤル
			高齢者と介護予防の一体的実施	
			生活習慣病対策	
②メンタル不調 ③依存症の増加	相談ダイヤル (神戸市こころといのちの相談)・精神保健福祉相談・くらしとこころの総合相談会			
	ひょうご・こうべ依存症対策センター			
	依存症対策 (依存症専門医師相談・依存症学習会)			
	神戸ひきこもり支援室			
③フレイル・認知症の増加				
			シニア健康相談ダイヤル	
			栄養相談ダイヤル	
			オーラルフレイル対策	
			フレイル対策 (通所サービス含む)	
			認知症神戸モデル	
			サルコペニア対策	

検討中

検討中

保健所の事業及び課題・取り組みについて

令和4年12月1日

健康局保健所保健課

1. 保健所の業務について

保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点と位置づけられる施設であり、難病や精神保健に関すること、結核・感染症対策、薬事・食品衛生・環境衛生に関する監視指導などを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策といった、感染症に係る健康危機管理に関することも保健所において行うこととなっている。

※1 『神戸市事務分掌規則』に保健所業務が規定されている（参考資料1「神戸市事務分掌規則」参照。）

※2 保健所業務の概要については、参考資料2「保健所の事業概要」参照

2. 保健所における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 保健所におけるコロナ対応について

- ①健康相談：相談窓口の開設・運営
- ②検査：行政検査実施体制や検査キットの活用
- ③医療提供体制の構築（入院病床・発熱外来等）：病床の確保・宿泊施設の開設
- ④発生届受理と疫学調査：患者調査・所属調査・濃厚接触者への対応
- ⑤コロナ感染症2次被害・後遺症への対応
- ⑥情報発信（広報・啓発）

(2) 保健所の体制強化について

コロナ対応の中核となる保健所職員については、医師、保健師だけでなく事務職の正規職員を増やすとともに、民間人材の活用も含めて臨機応援に対応を行っている。（民間人材の活用については参考資料4「新型コロナウイルス対策における民間人材の活用について」参照）

◆職員配置

職種名	総数	保健所	区
医師	10人（7人）	9人（6人）	1人（1人）
歯科医師	1人（1人）	1人（1人）	—（—）
保健師	251人（181人）	30人（22人）	221人（159人）
看護師	1人（1人）	1人（1人）	—人（—）
健康科学研究職	9人（7人）	9人（7人）	—人（—）
事務職	415人（229人）	104人（27人）	311人（202人）

・令和4年11月1日現在の職員数（（ ）内は令和2年6月1日現在）
（再任用短時間職員、会計年度任用職員及び育児休業代替任期付職員を除く）

3. コロナウイルス感染症対応を行う中で見えてきた保健所の課題と今後の新興感染症に向けての取り組み

（1）保健所体制の構築

感染症に係る健康危機管理は保健所の役割であり、神戸市で新型コロナウイルス感染者が発生した当初は保健所において対応していたが、その後の感染者数の拡大により、保健所だけでは十分に対応することができない状況となった。今後の新たな感染症の健康危機管理対応を見据えた、平時からの体制づくりが重要である。

◆地域との協働関係の強化

平成21年のH1N1新型インフルエンザ感染症後、地域との顔の見える関係づくりに注力し、地域の施設からタイムリーに感染症疑い事例が入手できる報告体制を構築してきた。

この度のコロナ感染拡大時には各施設を巡回し、施設における感染予防対策について助言を行ってきた。さらに、感染力の強い飛沫感染対策について平時から施設訪問など地域へ繰り返し足を運び、施設や利用者の状況に応じた感染予防対策や感染拡大防止策について十分に浸透させていくため、住民（ふれまち、自治会、婦人会、民児協等）や関係機関（学校、施設、医療機関等）との協働関係の強化に努める必要がある。

【今後の取り組み】

- ・感染症対策について地域の学校・園・施設など施設関係者と構築してきたネットワークを活用、平時の感染症予防対策研修や早期の感染情報が集まる体制を継続し、地域巡回の体制強化を行う（電話から訪問対応へ）。
- ・平時から住民組織（ふれまち、自治会、婦人会、民児協等）の会議に参加し、感染症対策の情報提供や啓発活動を強化（頻回化）しながら、顔の見える関係（感染症発生時に個別相談に繋げる体制）を構築する。

◆保健所業務改革（DX）の推進

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、「保健所、保健センター間の情報共有」「医療機関から保健所への発生届の届出」について、FAX や e-mail 等の従来の手法では、迅速な対応ができないといった課題が生じた。新型コロナウイルス感染症対応に限らず保健所業務全般について、業務改革（DX）の取り組みを推進し効率化を図ることで、市民ニーズに応えていく必要がある

【取り組み】（㊦と記載あるものは対応済み）

保健所・ 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生監視事務所において、電子申請システムの導入、キャッシュレス決済の導入、文書の電子化、タブレット端末の活用を行った。㊦ ・結核業務において、紙媒体で作成・管理しているビジブル（患者管理カード）及び対応記録の電子化を行う。 ・精神保健福祉業務において、対応記録の電子化を行った。㊦
コロナ患者管理	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス患者管理アプリ（kintone）の導入により保健所と保健センター間のリアルタイムの情報共有を可能とした。㊦ ・医療機関から届出される発生届について、医療機関が利用しやすいアプリを導入した。（アプリからハースヘー一括取り込みが可能）㊦

- ・ビジブル…保健所が結核患者としての登録と管理を行うための帳票。
- ・ハースヘー…厚労省において開発された、新型コロナウイルス感染者情報把握・管理システム。ハースヘーを活用することにより、医療機関においては、発生届の入力・報告を電子的に行うことができ、自宅療養中の方などにとっても、毎日の健康状態をスマホ等で簡単に報告することができる。

（２）医療体制の確保

◆医療機関とのネットワーク強化

平時より感染症対策について医療機関との連携会議など、医療機関とのネットワークを構築し医療体制の確保を行ってきた。更に区保健センターと地域の診療所等医療機関が連携し、発熱外来や往診体制の拡充を行い、自宅療養支援として地域医療体制強化に取り組むことが必要であり、今後発生する感染症対策への強化とする。

【今後の取り組み】

地域における感染症対策を行うために更なる診療所等医療機関とのネットワークを構築する。

(3) 広報・啓発について

◆個人情報の公開について

感染者の個人情報の公開については、保健所が出せる情報の範囲と市民が求める情報の範囲に隔たりがあり、どこまで個人情報を公開すべきか、判断に迷う場面が多々あった。特に初期の患者情報や死亡情報については、感染者やその家族や関係者が誹謗中傷や差別を受けるなどの課題があった。個人情報保護の観点と公衆衛生としての市民へ広く伝えることでの感染予防対策を行うことについて今後の取り扱いについて検討が必要。

感染者の発生状況について、当初は、年代、性別、居住地、症状、経過、行動歴、職業、家族構成、海外渡航歴について公表した。現在は、年代別の感染者数のみを公表している。感染者の死亡事例について、個人を特定されないように死亡日から3日後に公表するような配慮を行った。また、家族の意向により年代、性別を非公表とする事例もあった。

◆感染症発生状況のホームページについて

新型コロナウイルス感染症のホームページには新規患者数の推移をはじめ、患者年齢構成、入院患者数、宿泊療養所入所数、重症度や病床使用率、ゲノム解析結果等を掲載してきた。感染予防策とともに当該感染症を取り巻く現状を市民へ伝えること、感染症への関心をひきつけ感染症予防行動へつなぐこと等、ホームページ掲載内容が効果的であったのか今後に向けた感染症情報の充実に向け検討する。

参考資料 1 神戸市事務分掌規則（保健所業務のみ抜粋）

<p>保健課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受け入れに関すること ・ 難病の患者に対する医療等に関すること ・ 公害（アスベストを含む）による健康被害に関すること ・ 神戸市立こうべ市歯科センターに関すること ・ <u>健康危機管理（感染症に係るものに限る）に関すること</u> ・ 保健センター等の事業に係る支援に関すること ・ 歯科口腔保健に関すること ・ 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること ・ 結核及び感染症に関すること ・ 予防接種及び健康被害に関すること
<p>医務薬務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医務に関すること ・ 介護老人保健施設及び介護医療院の实地指導に関すること ・ 薬務に関すること ・ 献血に関すること ・ 保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る） ・ 食品表示に関すること ・ 栄養の改善に関すること
<p>食品衛生課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生に関すること ・ 家庭用品の安全対策に関すること
<p>環境衛生課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生に関すること ・ 動物衛生に関すること
<p>家庭支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務（母子保健事業に限る）
<p>衛生監視事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生に関すること ・ 家庭用品の安全対策に関すること ・ 環境衛生に関すること ・ 動物衛生に関すること
<p>健康科学研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生に関する調査、研究及び指導に関すること ・ 衛生に関する試験及び検査に関すること
<p>食品衛生検査所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること ・ 食品の試験及び検査に関すること

食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉の試験及び検査に関すること ・と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること ・神戸いのち大切プランに関すること ・神戸市自殺対策推進センターに関すること ・保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る）
区保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・医務及び薬務に関すること ・人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること ・<u>健康危機管理（感染症に係るものに限る）に関すること</u> ・結核健診事業の企画、調整及び実施に関すること ・結核、感染症、慢性病等の対策に関すること ・予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること ・精神保健及び精神障害者福祉に関すること ・公害（アスベストを含む）に関すること ・特定疾病（難病に係るものに限る）に関すること（医療給付事務を除く） ・歯科保健に係る相談及び指導に関すること
区保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の推進に関すること ・保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること

参考資料 2 保健所の事業概要

(1) 保健事業

事業	概要	主な事業
精神保健事業 保健課 精神保健福祉 C 区保健福祉課 (区保健 C)	精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ○各区保健福祉課における相談 ○講演会・セミナーなどによる普及啓発 ○医療（自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳等） ○精神医療審査会の審査 ○福祉及び社会復帰支援 ○自殺対策
難病対策事業 保健課 区保健 C	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の施行に伴い平成 27 年 1 月から指定難病医療費助成制度が新たに開始された。令和 3 年 11 月より、医療費助成の対象疾病は 338 疾病が対象となっている。 また、小児慢性特定疾病は、医療費助成の対象疾病は令和 3 年 11 月より 788 疾病が対象となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ○指定難病医療費助成・小児慢性特定疾病医療費助成 ○在宅生活の支援（相談、就労支援、通学支援等） ○難病団体への助成事業 ○難病相談支援センターへの委託事業 ○医療給付
感染症・結核対策事業 保健課 区保健 C	感染症から市民の命を守るため、感染症の発生、拡大に備え、感染症の発生状況や動向を的確に把握し、まん延を予防するための対策を進めている。 結核対策については、平成 28 年度に策定した「結核予防計画 2020」の罹患率を達成し、さらなる罹患率の低下をめざして対策を推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策 ○予防接種 ○エイズ対策 ○結核対策
栄養改善事業 医務薬務課	健康増進法に基づき、特定給食施設及び給食関係者に対して立入検査、巡回指導等を実施している。また、食品関連事業者に対し、法律に基づく食品の栄養成分表示や虚偽・誇大広告に関する相談・指導等を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ○給食施設関連指導 ○食生活関連情報整備
環境保健事業 保健課 区保健 C	大気汚染による健康被害やアスベスト健康被害に関する事業を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ○公害健康被害に関する事業 ○アスベスト健康被害に関する対応について
歯科保健事業 保健課	平成 29 年度に口腔保健支援センターを設置し、平成 30 年度に「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第 2 次）」を策定した。学識経験者や歯科医療等関係者から成る	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科口腔保健事業の実施状況 ○歯科健康診査・歯科相談 ○予防処置（フッ化物応用）

	<p>「神戸市歯科口腔保健推進検討会」及び保健医療等関係者や市民代表も加えた「神戸市歯科口腔保健推進懇話会」を開催し、幅広いご意見を頂きながら、市民の歯と口の健康づくりを推進している。令和3年度よりオーラルフレイルチェック事業及び小学校でのフッ化物モデル事業を開始した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科健康教育 ○人材育成 ○オーラルフレイル対策事業 ○「こうべ歯と口の健康づくりプラン(第2次)」の推進
--	---	---

(2) 生活衛生事業

事業	概要	主な事業
<p>食品衛生及び家庭用品安全対策事業</p> <p>食品衛生課 衛生監視事務所 健康科学研究所 食品衛生検査所 食肉衛生検査所</p>	<p>食品衛生に関する営業許可・監視指導、市民からの相談等への対応や正しい知識の普及・啓発等を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○営業許可及び監視指導等 ○食品衛生検査所 ○食肉衛生検査所 ○検査機関の信頼性確保対策 (GLP 対策) ○腸管出血性大腸菌対策 ○家庭用品の監視指導
<p>環境衛生事業</p> <p>環境衛生課 衛生監視事務所 健康科学研究所</p>	<p>環境衛生に関する施設の監視指導等を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生関係営業の監視指導等 ○建築物の衛生対策 ○飲料水の安全対策 ○温泉利用施設の衛生対策 ○その他環境衛生対策
<p>動物衛生・動物愛護管理事業</p> <p>環境衛生課 衛生監視事務所</p>	<p>動物衛生・動物愛護に関する事業を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○動物由来感染症対策 ○動物取扱業等の監視指導 ○犬猫の飼い主等に対する適正飼育の推進 ○動物愛護事業

(3) 医務・薬務事業

事業	概要	主な事業
<p>医務</p> <p>医務薬務課</p>	<p>市民が良質で適切な医療を受け、又は施術所においてあん摩、はり、きゅう等の施術を適切に受けることができるよう、各医療機関、施術所及び関係施設の衛生確保、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○病院、診療所、助産所等の許可、届出、指導 ○施術所、衛生検査所等の登録、届出、指導 ○医療監視 (医療法、介護保険法) ○医療安全相談窓口 (患者・家族からの相談)

	医療機関及び介護老人保健施設等の立入指導並びに医療安全に関する指導等の事業を実施している。	
薬務 医務薬務課	<p>医薬品、医療機器が適切な状態で市民・エンドユーザーに販売・授与されるよう、薬局、店舗販売業（ドラッグストア）等施設の衛生、運営体制等の確保に関する業務及び医薬品等に関連する啓発を行っている。</p> <p>また、毒物・劇物を扱う施設については、法に基づき適切な保管、販売記録の保管を指導している。</p>	<p>○薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業貸与業等の許可、届出、指導</p> <p>○毒物及び劇物取締法の登録、届出、指導</p> <p>○薬物乱用防止に係る啓発</p> <p>○献血推進に係る啓発</p>

（４）健康危機管理

健康危機管理とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務である。

健康危機に迅速かつ的確に対応し市民の不安を解消するため、「健康危機管理対策基本方針」に基づき、各種マニュアルの整備や事前の備え等、体制の整備を進めている。

【主な業務】

- 健康危機管理対策（各種マニュアルの整備、危機管理体制の整備 等）
- 危機対応への平常時からの対応整備

（５）区保健センター

健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための保健センターを各区に設置している。

【主な業務】

- 結核、感染症の対策
- 予防接種
- 健康相談、精神保健

参考資料3 新型コロナウイルス感染症対策について

①検査キットの無償配布

流行拡大時の医療機関のひっ迫対策を目的として、神戸市独自で、抗原定性検査キットを中学校、高等学校の生徒に無償で配布し、早期発見・早期療養を図っている。

②病床の確保（令和4年11月21日時点）

受入可能な病床は398床（うち重症病床45床）。感染拡大時には、公的病院において病床を拡大し、434床（うち重症病床53床）を確保する。さらに、病床ひっ迫時には、市民病院において通常医療を制限し、最大479床（うち重症病床53床）を確保する。

③宿泊療養施設の強化

現在、宿泊療養施設を6施設703室稼働している。

要介護者の緊急入院が必要となった場合で、休日・夜間など入院調整に時間を要する場合等に、入院するまでの間の一時対処のため、ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟の入所定員を30名（要介護20名、ハイリスク10名）確保している。

また、神戸ポートタワーホテル15室、サンルートソプラ神戸アネッサ16室においても体制を強化し、酸素が必要で重症化リスクの高い方を一時的に受け入れている。

④外来医療提供体制の確保

発熱外来のひっ迫対策として「神戸市オンライン確認センター」を設置し、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方に対し、抗原定性検査キットを無料で配布し、陽性判定の方には保健所医師による確定診断をするとともに、薬局において薬の配布等を実施している。

⑤自宅療養フォローアップセンター

陽性者の相談対応を行う「自宅療養フォローアップセンター」を24時間体制で運営。発生届の届出対象となる方も、届出対象外となる方も、市民一人ひとりの状況に応じてしっかりフォローしている。

⑥自宅療養者に対する外来受入れ医療機関

自宅療養者への早期対応による重症化防止対策として、外来受入医療機関を確保しており、また、医師会および民間事業者による24時間の往診体制を確保している。

⑦特別な配慮が必要な医療提供体制の確保

出産をひかえる陽性妊婦や陽性透析患者が増えてきていることから、8月17日～10月16日の間に実施した陽性妊婦出産受け入れ支援事業及び陽性透析患者受け入れ支援事業を期間限定（令和4年11月24日から令和5年1月23日の2か月間）で再開した。

⑧要介護者の入院受け入れ体制等の強化

- ・ 高齢者施設等へ感染制御・業務支援チームの派遣
- ・ 地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- ・ 生活支援も含む訪問看護ステーションの確保
- ・ 要介護者の入院受入体制支援金 等

⑨医療機関連携と入院病床の確保

平時から医療機関連携として新型インフルエンザ等病院連絡会等や感染症統合情報システムでのタイムリーな感染症情報提供を行い、発熱外来や病床確保等医療体制を構築している。

参考資料 4 コロナウイルス対策における民間人材の活用について

令和4年5月 コロナウイルス健康相談窓口の開設【業務委託】

新型コロナウイルス感染の心配をされている方の相談の受付。

- ①健康相談窓口（24時間対応）
 - ②外国人検査相談コールセンター（9時～17時）
 - ③後遺症相談窓口（10時～17時）
- 3窓口で看護師 計（昼間：延べ28名、夜間：延べ6名）

令和3年7月～ 区保健センター派遣職員の配置（看護師・事務職）【派遣】

区保健センター業務のひっ迫を防ぐため、派遣職員を配置。

看護師 33名 事務職 53名

令和4年2月 自宅療養フォローアップセンターの開設【派遣・業務委託】

無症状・低リスクの方の療養に関する相談や体調悪化時の相談を24時間受け付けている。

（昼間）オペレーター50名 看護師5名 （夜間）事務職3名 看護師4名

令和4年2月 就業制限通知発送センターの開設【業務委託】

就業制限通知・確認通知書の発送を行う。

スタッフ7名

令和4年8月 オンライン確認センターの開設【業務委託】

基礎疾患のない6歳（未就学児除く）～64歳の方について、抗原検査キットの申込みの受付を行う。

（24時間申請受付、9時～17時診断等対応）

医師4名 看護師3名 事務職員20名

2022年12月1日 神戸市保健医療審議会

神戸市保健医療審議会の見直しについて

保健医療に関する課題の複雑・多様化

○保健医療に関する課題が複雑・多様化するとともに、互いに複合的に関連し合う傾向

(例) 【課題】 複雑・多様化する社会的要因による疾病リスクの増加

- ・ コロナ禍の影響による健康2次被害 等

【課題】 疾病が相互に影響することによる負の連鎖

- ・ 生活習慣病予防・改善、フレイル予防・改善、栄養改善、
歯科口腔（オーラルフレイル・歯周病）

⇒複合的なアプローチが必要

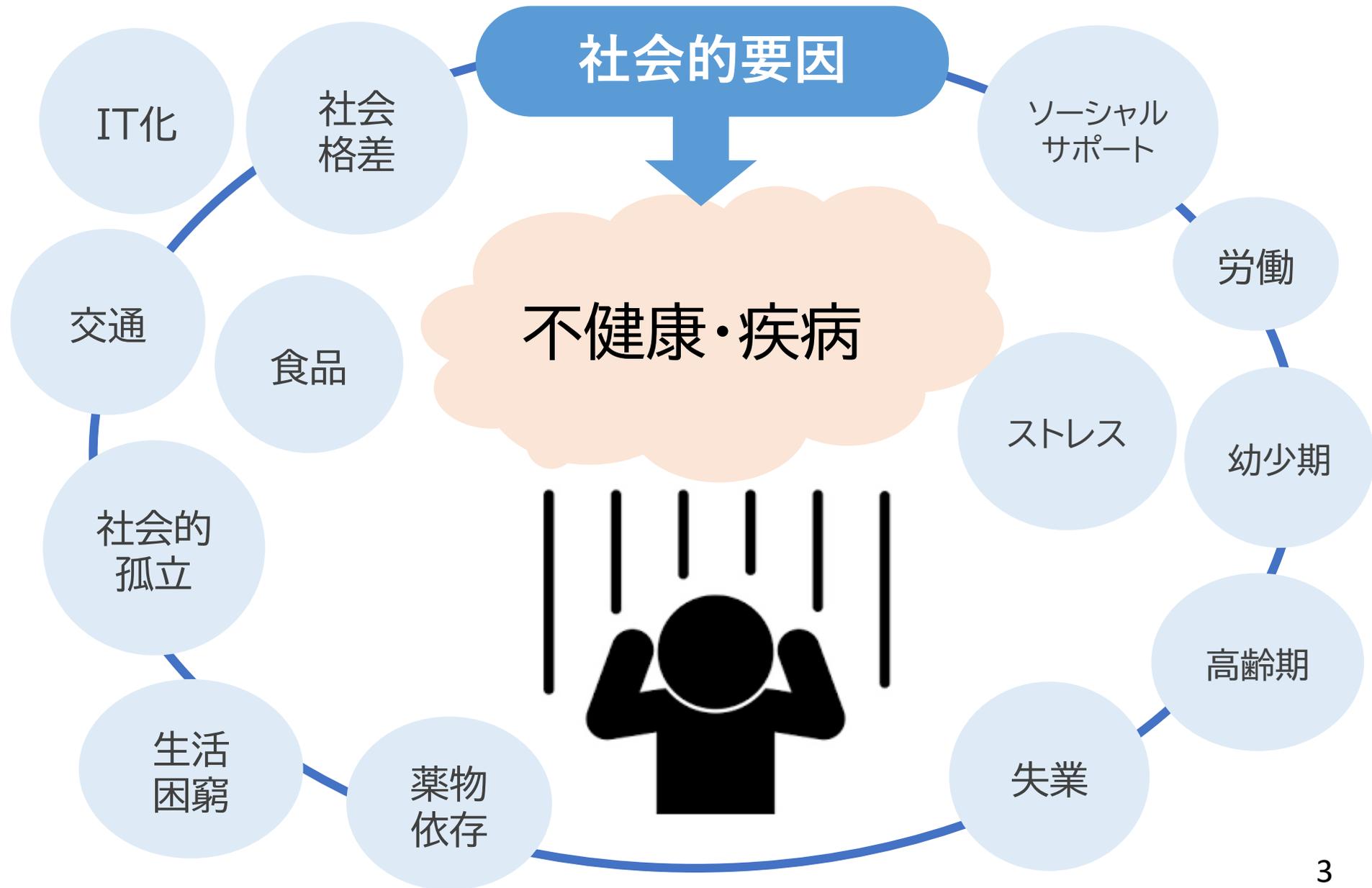
【課題】 複雑化する病態に対する包括的なアプローチの不足

- ・ 急性期治療→回復期・生活期（在宅）におけるリハビリ
→フレイル予防・改善（再入院防止）

⇒切れ目のないサポートが必要

○これらの課題に対しての効果的な対策を検討するためには、
多角的な視点による調査・審議が必要

複雑・多様化する社会的要因による健康への影響



保健医療審議会の見直し

① 新たな委員の追加

- ・現在の委員に加え、新たな分野の学識経験者を追加する。

【新たな分野】

精神保健、こども、リハビリテーション、認知症、栄養 など

※必要に応じて、臨時委員を置き、多角的なご意見をいただく。

② 審議会の体系変更

- ・複雑に関連化する課題に対応するため、個々の課題検討のための専門分科会を設けるのではなく、様々な専門分野の委員による保健医療審議会にて、多角的な視点を備えた調査・審議を行う。

※個別に実務的な案件を検討する場合には、その都度、実務者会議等を開催し、検討を行う。

■神戸市保健医療審議会の体系（現行）

神戸市保健医療審議会

（執行機関の附属機関に関する条例）
 保健医療に関する重要事項及び
 保健所の運営に関する事項の調査審議

（神戸市保健医療審議会規則・運営要綱）

委任

保健所運営専門分科会

- ・保健所の運営に関すること
- ・重要感染症発生時の対策に関すること
- ・感染症の情報の収集や予防対策に関すること

医療専門分科会

- ・病院開設許可事務
- ・地域医療支援病院名称承認事務及び周産期母子医療センター指定等についての県要領に基づく関係者との調整
- ・その他、神戸圏域における医療に係る関係者との調整に関すること

兵庫県医療審議会

委任

神戸圏域 地域医療構想調整会議

- ・地域医療構想に関する重要事項（必要病床数の見直し等）
- ・県保健医療計画の神戸圏域（医療に関する部分）の検討

病床機能
検討部会

地域包括ケア
推進部会

■見直し後（令和5年度～）

神戸市保健医療審議会

（執行機関の附属機関に関する条例）
 保健医療に関する重要事項及び
 保健所の運営に関する事項の調査審議

委任

神戸圏域 地域医療構想調整会議

- ・地域医療構想に関する重要事項（必要病床数の見直し等）
- ・県保健医療計画の神戸圏域（医療に関する部分）の検討

医療専門分科会と
統合・名称変更

（仮称）病床機
能等検討部会

地域包括ケア
推進部会

■神戸市保健医療審議会 医療専門分科会の開催状況

○平成31年度～令和4年度(計8回開催・うち書面協議2回)

<議題>

・病院及び診療所の開設・増床許可等事務に係る意見について

(開設)

サポートハウスココロネ住吉、(仮称)荻原病院、神戸医療福祉センターひだまり

(増床)

順心神戸病院、ポートアイランド病院、にこにこハウス医療福祉センター

(開設者変更)

六甲病院、桃山台せいほうクリニック、協和病院

・地域医療支援病院の名称承認事務に係る意見について

甲南医療センター